

田代氏および山形弁護士のご意見に対する私の見解

2023.10.27 弁護士 大川 隆 司

1 「要望書の偽造等調査」は「地方公共団体の事務」に含まれる

(1) 田代意見は、提出書類が「要望書」であって「請願書」ではないことを指摘するが、これは、①地方自治法 124 条所定の「議会」への請願と、②憲法 16 条および請願法に基づく請願（提出先は議会に限らず、すべての官公署を含む）を混同していると思われる。

① については「議員の紹介」が要件と定められているので、議員の紹介による正規の「請願」と、それ以外の陳情とを区別する実益があるが、②についてはそのような区別がない。請願事項は憲法 16 条に「損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項」と規定されているとおり、何の限定もない。「請願書」の表題に関する決まりもないので、「要望書」も客観的に「請願書」に該当すれば、「官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない」（請願法 5 条）ことになる。田代氏を代表者とする「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」は、市長あてなので地方自治法 124 条の適用はなく、請願法が適用される。従って、請願の受理および処理は「地方公共団体の事務」に該当する。「請願を受理し誠実に処理」するためには、請願の趣旨および請願者の範囲を正確・適切に把握するという前提が必要であり、この前提が確保されているか否か等を議会が調査するのは当然である。

(2) 山形弁護士の意見は、文書偽造の有無等に関する調査は、犯罪の捜査または予防に属するという前段の理由（第 1, 2）、および、要望書が取り下げられた現状においては偽造の有無を判別し得ないという後段の理由（第 3）により、「地方公共団体の事務」には該当しないというものである。

しかし、文書偽造の有無は、議会の調査事項の一部に過ぎないし、また議会の調査

目的は文書偽造の刑事責任を追求とは別なので、意見の前段は失当である。

また、議会が調査するに当たって、要望書の原本を見る必要がある場合には、その提出を請求する権限が議会には保障されている（地方自治法 100 条 1 項）ので、意見の後段も失当である。

2 偽造等調査を捜査機関の専権とすることは不合理である

(1) 山形弁護士の意見は、偽造等調査は捜査機関の専門であるから、捜査および司法手続きを先行させるべきであり、外部のものが先行するのは捜査妨害になりかねない、との理由で、議会の調査は有害無益というものであり、田代意見もこれに同意する。

(2) しかし、犯罪の疑いのある行為が含まれる不祥事については、調査権限のあるすべての機関が、捜査の終了まで、それぞれの権限行使を差し控えるべきものとするのは、警察権限の肥大化と、他の調査機関の有名無実化を前提としなければ成立しない暴論である。

議会等の調査権限は、事故や不祥事等の発生原因を把握し、その再発防止策を検討するという目的を含むもので、犯罪の捜査や処断とは目的を全く異にする。事故や不祥事等の発生原因を把握するための調査の内容も、刑事責任の所在を把握するために行う捜査と、再発防止のために必要な原因を深く究明するための調査とはおのずから異なる。それぞれの捜査権・調査権は相互に独立しており、どちらかの権限が優先するというものではない。

(2) 従って、現に捜査が開始されている場合に、議会がその成り行きをしばらく見守るという場合ならばいざ知らず、まだ始まってもない捜査が開始されて、それが終了するまでの間は（場合によっては半永久的に）、議会は偽造等調査に着手すべきでないとするような見解は、議会の調査権の存在意義を全く無視する不合理なものである。

3 議会による偽造等調査はプライバシー侵害に当たらない

(1) 田代意見は、文献 2 点を援用して、本件 100 条調査がプライバシー侵害に当たると主張する。

- (2) この点については私の10月8日付意見書で触れた通り、平成20年と令和5年の各最高裁判決が、「正当な行政目的」を有する個人情報の利用はプライバシー侵害にならないと判示しているところである。
- (3) 田代氏が援用している文献（平成17年および平成20年の出版）は、いずれも上記各最高裁判決を考慮しないまま書かれたものである。